

医療保険のしおり

平成29年度指導指摘事項

I 診療に関する事項

1 診療録等

- (1) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項を記載すること。
- (2) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (3) 記載内容が判読困難な例が認められたので改めること。
- (4) ページが改まっても、処方・検査の記載をdoで行い、doの内容が明らかでない例が認められたので改めること。
- (5) 診療録を更新するに際して、既往歴・病歴等の転記がない例が認められたので改めること。
- (6) 電子的に保存している記録の運用については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」(平成29年5月)に準拠すること。
 - ①電子保存に関する運用管理規程を定めること。
 - ②パスワードの更新期限は最長でも2ヶ月以内に設定すること。
 - ③パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。

2 傷病名

- (1) 傷病名について、次の不適切な例又は留意すべき事項が認められたので改めること。
 - ①医学的な診断根拠に基づいていない傷病名を付与している。
 - ②転帰の記載がない又は転帰の日付の記載がない。
 - ③診療報酬明細書と診療録の傷病名が異なる。
 - ④診療録への傷病名の記載漏れが認められた。
 - ⑤長期にわたる急性疾患の傷病名が認められたので、病名の整理を行うこと。

3 基本診療料等

- (1) 電話等による再診料の算定について、治療上の意見を求められていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (2) 外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (3) 有床診療所入院基本料1の算定にあたって、褥瘡対策の基準における日常生活の自立度の判定が実施されていない例が認められたので改めること。

4 医学管理等

- (1) 特定疾患療養管理料について、管理内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

- (2) 皮膚科特定疾患指管理料について、診療計画及び指導内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (3) 薬剤情報提供料を算定した場合は、薬剤情報を提供した旨を診療録に記載すること。

5 検査・画像診断

- (1) 外来迅速検体検査加算について、文書により情報提供を行っていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (2) 呼吸心拍監視について、診療録に観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数の観察結果の要点の記載がない例が認められたので改めること。

6 投薬・注射

- (1) ビタミン製剤の投与について、投与が必要且つ有効と判断した趣旨を具体的に診療録に記載すること。また、効果判定を行うことなく漫然と投与することのないよう、定期的に効果判定を行うこと。
- (2) 特定疾患処方管理加算の対象疾患が主病でないにもかかわらず算定された特定疾患処方管理加算の例が認められたので改めること。

7 処置

- (1) 創傷処置及び熱傷処置について、処置を実施した際に、処置を行った範囲が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

8 病理診断

- (1) 病理判断料について、病理学的検査の結果に基づく病理判断の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

II 請求事務等に関する事項

1 掲示・届出事項等

- (1) 保険医に異動があった場合は、常勤、非常勤にかかわらず速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。
- (2) 中国四国厚生局長へ届出している施設基準について、院内の見やすい場所に掲示すること。